

令和2年第6回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 令和2年9月28日
午後 1時40分開会
午後 2時40分閉会
場 所 中頓別町役場小会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。
佐藤 秀樹、石井 進、藤田 健一、石黒 和浩、森川 健一 5名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。
西 一彦、石橋 美代子 2名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 平 中 敏 志
- 4 本会のための書記 農業委員会 主幹 北 村 哲 也
- 5 議 事
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地
転用について
報告第3号 電気事業者の行う特別高圧送電線建設に伴う農地転用に
ついて
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
6. その他
(1) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）実施内容について

(2) 今後の予定について
①令和2年度 宗谷農村パートナー対策協議会第2回運営委員会
令和2年10月中旬開催予定
②令和2年度のうねんセミナー
令和2年10月28日（水）～29日（木） 札幌市

(3) その他

- ①農業委員会だより「天北」の発行について
- ②令和2年度全国農業委員会会長代表者集会 東京都 (中止)
- ③令和2年度農業委員会連合会地区別研修会 枝幸町 (中止)
- ④令和2年度農業委員会活動強化研修会 札幌市 (中止)

8. 閉 会

事務局長

ただ今から、令和2年第6回中頓別町農業委員会総会を開会いたします。
まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長

(挨拶終了)

事務局

【欠席報告】

本日は 西委員及び石橋委員より欠席の旨、事前に連絡がございましたので、ご報告いたします。

【定数報告】

事務局

本日の出席委員は7名中5名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によります過半数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事を進行致しますので、森川会長、よろしくお願い致します。

【議事録署名委員の指定】

議長

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

5番 藤田委員、6番 石黒委員を指名いたします。

次第の4番、会務報告につきまして、事務局から報告願います。

【会務報告】

事務局

(事務局より説明)

議長

会務報告を受けましたが、何か、質問はございますか。

委員

ありませんの声

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について」を議題と致します。内容について事務局から報告願います。

○ 一時転用の地番及び面積は記載のとおりであります。

2. 一時転用の許可についてであります。

今回の申請については、昨年と同様に冬期間の一時転用であり、農作業上に支障はないと考えるものであります。

本スキー場は、中頓別町が指定管理を請け負わせている町営のスキー場であり、一般市民の公共的なサービスに供することになるもので、許可することに問題ないと思われ、昨年と同じ場所であることから、現地の確認は、毎年実施しています農地パトロールで行っております。

農地転用許可申請に係る審査表については、別添のとおりでございます。許可方針該当事項としては、3年以内の一時転用であること、用地選定の任意性がないこと、農振整備計画の達成に支障がないことでありまして、例外許可として、農地法第5条第2項第1号の規定によりまして、農地法施行令第11条第1項第1号に該当することから、許可相当と判断されます。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件については、原則、北海道農地法関係事務処理要領に定められている項目を記載するものとし、注意事項及び教示文を添えて、指令書を交付致します。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、常設審議委員会に間に合うように、関係書類を提出することになります。

また、許可相当と判断頂いて、農業会議からも許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次回の総会で報告させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議長

事務局より説明が終わりました。それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、何かご質問ございますか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決しました。

また、農業会議から許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次回の総会で報告することといたします。

議長

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、審議を求める。令和2年9月28日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号～賃〇〇番 土地の表示は、別紙をご参照願います。字〇〇〇番〇から〇〇〇番〇〇の計〇〇筆〇〇〇〇〇m²であります。地目は畑、賃貸料は〇〇〇〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年〇〇月〇日であります。

本件は、農地中間管理事業を活用するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正が令和元年5月に公布され、同年11月1日から手続きの簡素化が図られることになり、農用地利用集積計画の一括方式で設定が可能となったものです。

地権者である、〇〇〇〇さんが、農地中間管理機構である、北海道農業公社へ、農地中間管理機構から借主である、〇〇〇〇〇〇〇〇への権利設定をするしくみが一括方式として審議することになります。

借受人の状況は、経営地〇〇〇ha、労力〇人、幹旋無し、資金は自己資金であります。利用権の設定期間は、令和2年〇〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までの〇〇年間であります。

以上、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」の審議に入ります。本件につきましては、中頓別町農業委員会会議規則第13条の議事参与の制限がございますので、〇〇委員につきましては、退席をお願いします。

暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。

それでは賃〇〇番について何かご質問ございますか。

委員

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。
ここで、暫時休憩します。

(〇〇委員入室)

議長

休憩を解いて、会議を再開します。〇〇委員に報告致します。賃〇〇番については、原案どおり、承認することに決しましたので、ご報告致します。

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、審議を求める。令和2年9月28日提出、中頓別町農業委員会会長。

番号～賃〇〇番、土地の表示は別紙をご参照願います。字〇〇〇〇番〇から〇〇〇番の計〇〇筆〇〇〇〇〇m²であります。地目は畑、賃貸料は〇〇〇円です。利用権の移転の時期及び引き渡しの時期はともに令和2年〇月〇〇日であります。貸主 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、借主 字〇〇 〇〇〇〇〇さん。貸付理由は、農地を近隣耕作者に貸し付ける。借受理由は、農地を借り受け、農業経営の安定を図る。借受人の状況は、経営地〇〇〇ha、労力 〇人、幹旋無し、資金は自己資金、年金は加入されております。利用権の設定期間は、令和2年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までの〇年間であります。

以上、議案第4号「農業経営基盤強化促進法について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

議長

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の審議に入ります。

賃〇〇番について何かご質問ございますか。

質疑なしの声

委員

質疑なしと認め、賃〇〇番について、ご異議ございませんか。

議長

異議なしの声

委員

ご異議なしと認め、賃〇〇番については承認することに決しました。

議長

以上で、本日提出の議事が全て終了しました。

それでは、6 その他 (1) 令和2年度農地パトロール(利用状況調査)実施内容について事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

それでは、農地パトロールについては最終的な報告に向けて、内容の精査を進めて参ります。

次に(2)今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

続いて(3)その他について、事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長

何か質問はありませんか。

委員

ありませんの声

議長

ほかに委員のみなさまからの何かございませんか。

委員

ありませんの声

議長

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第6回農業委員会総会を終了いたします。